

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「派遣元」という。）に雇用され、同日から、C所在の会社Dに派遣され、会社Dマーケティング部において売上データ作成等の業務に従事し、○年○月○日に会社Dでの就業を終了して派遣元を退職した。請求人は、その後、○年○月○日から再度、派遣元に雇用され、同日から、E所在の会社Fに派遣され、会社Fにおいて、表計算ソフトを用いた入力及び数値演算処理等の業務に従事し、○年○月○日、会社Fでの就業を終了して派遣元を退職した。
- 2 請求人は、○年○月○日、G医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、会社Dで就業していた際に、会社Dの先輩社員からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたことなどにより、○年春頃から不眠、不安感、食欲不振等が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由(略)に説示のとおり、請求人は、〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する。なお、請求人は、前記第3の1(1)及び(2)(略)のとおり主張するが、一件資料により、請求人に現れた症状の経過、就業の状況等をみると、当審査会は、上記説示のとおり、請求人が本件疾病を新たに発病したと捉えることが妥当であると考えます。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、〇年〇月頃から、会社Dマーケティング部のHからパワハラを受けたなどと主張するが、同出来事は、本件疾病発病前のおおむね6か月の間(以下「評価期間」という。)より前の出来事である。また、請求人は、評価期間中において、会社Fにおいて就業した後は、精神障害を発病するような出来事はなかった旨を述べている。このほか、評価期間中において、一件資料を精査しても、業務による心理的負荷となるような出来事を見いだすことはできず、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。